

第 1 1 回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会

配付資料

第11回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会

議 事 次 第

令和2年10月8日(木)

14:00～

於：総理大臣官邸大会議室

- 開会
- 立皇嗣の礼の挙行日等について
- 閉会

(配付資料)

- 資料 1 立皇嗣の礼に係る検討経緯について
- 資料 2 立皇嗣の礼の挙行についての考え方
- 資料 3 立皇嗣の礼の挙行日について(案)
- 参考資料 1 立皇嗣宣明の儀の参列者数について
- 参考資料 2 立皇嗣宣明の儀の細目について(案)
- 参考資料 3 朝見の儀の細目について(案)

# 立皇嗣の礼に係る検討経緯について

## 平成30年（2018年）

### ● 4月3日 国の儀式等の挙行に係る「基本方針」閣議決定

- ・「立皇嗣の礼」を御即位の翌年に行うことが決定された。

○天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について（平成30年4月3日閣議決定）

#### 7 立皇嗣の礼

- (1) 文仁親王殿下が皇嗣となられたことを広く国民に明らかにする儀式として、立皇嗣の礼を行う。
- (2) 立皇嗣の礼は、皇太子殿下が御即位された年の翌年に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

### ● 10月12日 第1回式典委員会

- ・「立皇嗣宣明の儀」及び「朝見の儀」を御即位の翌年の4月19日に行うことが決定された。

○立皇嗣の礼の挙行日について（平成30年10月12日天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会決定）  
文仁親王殿下の立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀は、皇太子殿下が御即位された年の翌年の4月19日に行う。

## 令和元年（2019年）

### ● 5月1日 天皇陛下御即位

## 令和2年（2020年）

### ● 1月21日 第9回式典委員会

- ・「立皇嗣宣明の儀」及び「朝見の儀」の次第概要等が決定された。
- ・「宮中饗宴の儀」について、令和2年4月21日に立食形式で計2回行うことを含む次第概要等が決定された。
- ・立皇嗣宣明の儀当日に祝意奉表を行うことが決定された。

## ● 3月18日 第10回式典委員会

- ・ 「立皇嗣宣明の儀」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、第9回式典委員会において決定された参列者の考え方を見直し、参列者数を当初予定の約350人から約50人に縮減して挙行すること及びこれを踏まえた細目案が了承された。
- ・ 「朝見の儀」の細目案が了承された。
- ・ 「宮中饗宴の儀」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参列者数を当初予定の約730人から約300人に縮減して挙行すること等が検討されたが、議論の結果、取り止めとすることが決定された。

### ○第10回式典委員会における内閣総理大臣発言（抜粋）

- ・ 昨今の新型コロナウイルス感染症の感染の状況を考慮し、立皇嗣宣明の儀については、50人程度に参列者の規模を縮小することとした。
- ・ 宮中饗宴の儀については、規模を縮小するなどした上で、何とか挙行できなかつたが、様々に模索してきたが、同儀式が、限られた空間の中で、多数の参列者が飲食を伴いながら、至近距離で会話を交わすことになるものに鑑み、感染拡大防止の観点から、誠に残念ではあるが、やむを得ず取り止めることとした。



「立皇嗣宣明の儀」において、松の間には300人規模の参列者を収容する場合、参列者が密集・密接した状況となる。  
(写真は令和元年5月1日に行われた即位の礼「即位後朝見の儀」における参列者の様子（292人が参列））



「宮中饗宴の儀」のように立食形式で行われる饗宴においては、参列者同士が至近距離で会話を交わすこととなる。  
(写真は令和元年10月31日に行われた即位の礼「饗宴の儀（第4日）」）

### ● 3月24日 立皇嗣の礼を国の儀式として行うこと等を閣議決定

○立皇嗣の礼を国の儀式として行うことについて（令和2年3月24日閣議決定）

- 1 国の儀式として、文仁親王殿下の立皇嗣の礼を行う。
- 2 立皇嗣の礼における各儀は、立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀とする。
- 3 立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀は、令和2年4月19日、宮中において行う。
- 4 立皇嗣の礼の各儀の細目は、宮内庁長官が定める。

○立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について（令和2年3月24日閣議決定）  
立皇嗣宣明の儀当日（4月19日）、祝意を表するため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

#### 記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。

### ● 4月7日 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、緊急事態宣言を発出

### ● 4月14日 立皇嗣の礼の延期等を閣議決定

- ・「立皇嗣宣明の儀」及び「朝見の儀」について、当分の間、延期することが決定された。

○立皇嗣の礼における立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀について（令和2年4月14日閣議決定）  
令和2年4月19日の立皇嗣の礼における立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀は、当分の間、延期する。

- ・立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について、当分の間、延期することが決定された。

○立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について（令和2年4月14日閣議決定）  
立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について（令和2年3月24日閣議決定）中、「（4月19日）」を削り、祝意奉表については、当分の間、延期する。

## 立皇嗣の礼の挙行についての考え方

- 新型コロナウイルス感染症については、その感染リスクをゼロにすることはできず、儀式の挙行に当たっては、感染症対策を講じることが不可欠となる。したがって「立皇嗣の礼」の挙行については、第10回式典委員会（令和2年3月18日）で了承された以下のとおりととしてはどうか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、

  - ・ 「立皇嗣宣明の儀」については、縮減された参列者（約50人）により行う。
  - ・ 「宮中饗宴の儀」については、行わない。
  - ・ 「立皇嗣宣明の儀」及び「朝見の儀」については、第10回式典委員会で了承された細目案のとおり行う（官報において公示する必要がある）。
- 上記を前提として、立皇嗣の礼の挙行日を決定する必要がある（新たな挙行日を閣議決定する必要がある）。
- 「立皇嗣宣明の儀」当日における祝意奉表については、同儀式の新たな挙行日に従って行う（その旨を改めて閣議決定する必要がある）。

立皇嗣の礼の挙行日について（案）

令和 2 年 月 日  
天皇陛下の御退位及び  
皇太子殿下の御即位に伴う  
式典委員会決定

立皇嗣の礼として、立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀を令和 年 月 日に行う。

（参考）

・立皇嗣宣明の儀

文仁親王殿下が皇嗣となられたことを公に宣明されるとともに、これを内外の代表がことほぐ儀式

・朝見の儀

立皇嗣宣明の儀後初めて皇嗣に会われる儀式



# 立皇嗣宣明の儀の参列者数について

参考資料 1

「立皇嗣宣明の儀」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、第10回式典委員会（令和2年3月18日）において参列者数を縮減することとし、これを踏まえた細目案が了承された。

【考え方】令和元年5月1日に行われた「剣璽等承継の儀」の参列者を基本とし、地方公共団体の代表や外交団長など最小限の者のみ参列

	当初の考え方 (第9回式典委員会（令和2年1月21日）)	細目案における考え方 (第10回式典委員会（令和2年3月18日）)
招待者数	約350人	約50人
実際の参列見込み数（※）	約320人	約40人
	<p>1 立法機関</p> <p>(1) 衆・参両院議長、副議長各夫妻</p> <p>(2) 衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長</p> <p>(3) 参議院の常任委員長、特別委員長、調査会長、<u>審査会長</u></p> <p>(4) <u>裁判官弾劾裁判所裁判長、裁判官訴追委員会委員長</u></p> <p>(5) 衆・参両院事務総長、<u>国立国会図書館長</u></p> <p>2 行政機関</p> <p>(1) 内閣総理大臣、副総理各夫妻</p> <p>(2) 国務大臣</p> <p>(3) 内閣官房副長官、<u>副大臣</u></p> <p>(4) 内閣法制局長官</p> <p>(5) <u>会計検査院長、人事院総裁、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長</u></p> <p>(6) <u>事務次官、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官</u></p>	<p>1 立法機関</p> <p>(1) 衆・参両院議長、副議長各夫妻</p> <p>(2) 衆議院の議院運営委員長</p> <p>(3) 参議院の議院運営委員長</p> <p>2 行政機関</p> <p>(1) 内閣総理大臣、副総理各夫妻</p> <p>(2) 国務大臣</p> <p>(3) 内閣官房副長官</p> <p>(4) 内閣法制局長官</p>

（※）平成度の立太子宣明の儀と同様に出席率89%と仮定

	当初案（第9回式典委員会）	見直し案
	<p>3 司法機関            (1) 最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）            各夫妻            (2) 最高裁判所判事            (3) 最高裁判所事務総長</p> <p>4 地方公共団体            (1) 東京都知事            (2) 都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表            (3) 政令指定都市市長の代表及び政令指定都市議会議長の代表            (4) 市長の代表及び市議会議長の代表            (5) 町村長の代表及び町村議会議長の代表</p> <p>5 外交関係            駐日外国大使等</p> <p>6 その他</p>	<p>3 司法機関            (1) 最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）            各夫妻</p> <p>4 地方公共団体            (1) 都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表            (2) 政令指定都市市長の代表及び政令指定都市議会議長の代表            (3) 市長の代表及び市議会議長の代表            (4) 町村長の代表及び町村議会議長の代表</p> <p>5 外交関係            外交団長</p> <p>6 その他</p>

## 立皇嗣宣明の儀の細目について（案）

午前10時40分，参列者が宮殿の春秋の間に参集する。

午前10時45分，皇嗣，皇嗣妃，親王，親王妃，内親王及び女王が皇族休所に参集される。

午前10時55分，参列者が正殿松の間の所定の位置に列立する。

式部官が誘導する。

次に親王，親王妃，内親王及び女王が正殿松の間に入れられ，所定の位置に着かれる。

式部官が誘導する。

次に皇嗣，皇嗣妃が正殿松の間に入れられ，所定の位置に着かれる。

皇嗣職大夫が前行し，皇嗣職宮務官長及び皇嗣職宮務官が随従する。  
午前11時，天皇，皇后が正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し，侍従長，侍従，女官長及び女官が随従する。

次に天皇のおことばがある。

次に皇嗣，皇嗣妃が御前に参進され，敬礼される。

次に皇嗣がおことばを述べられる。

次に皇嗣，皇嗣妃が所定の位置に戻られる。

次に内閣総理大臣が御前に参進し，寿詞を述べる。

次に天皇，皇后が御退出になる。

前行及び随従は，お出ましのときと同じである。

次に皇嗣，皇嗣妃が退出される。

前行及び随従は，入られたときと同じである。

次に親王，親王妃，内親王及び女王が退出される。

次に参列者が退出する。

○

## 服 装

天 皇： 御束帯（黄櫨染御袍）

皇 后： 御小桂・御長袴

皇 嗣： 束帯（黄丹袍）

皇嗣妃： 小桂・長袴

宮内庁長官，侍従長，侍従，皇嗣職大夫，皇嗣職宮務官長，皇嗣職宮務官（男子）及び式部官長：衣冠単

女官長，女官及び皇嗣職宮務官（女子）：桂袴

男 子： モーニングコート，紋付羽織袴又はこれらに相当するもの

女 子： ロングドレス，デイドレス，白襟紋付又はこれらに相当す

るもの

○

参列者の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者， 国务大臣， 内閣官房副長官並びに内閣法制局長官

衆議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに議院運営委員長  
参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに議院運営委員長

最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者

都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表  
政令指定都市の市長の代表及び政令指定都市議会議長の代表  
市長の代表及び市議会議長の代表  
町村長の代表及び町村議会議長の代表

外交団長

その他特に認める者

## 朝見の儀の細目について（案）

午後 4 時15分，皇嗣，皇嗣妃が皇族休所に参集される。

午後 4 時30分，天皇，皇后が宮殿の正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し，侍従長，侍従，女官長及び女官が随従する。

次に皇嗣，皇嗣妃が御前に参進され，皇嗣が謝恩の辞を述べられる。

式部官長が誘導する。

次に天皇のおことばがある。

次に皇嗣，皇嗣妃が皇后の御前に参進され，皇嗣が謝恩の辞を述べられる。

次に皇后のおことばがある。

次に皇嗣，皇嗣妃が所定の席に着かれる。

次に皇嗣が御前に参進される。

次に天皇が皇嗣に御盃をお授けになる。

侍従が奉仕する。

次に皇嗣が皇后の御前に参進される。

次に皇后が皇嗣に御盃をお授けになる。

女官が奉仕する。

次に皇嗣が席に戻られる。

次に皇嗣妃が御前に参進される。

次に天皇が皇嗣妃に御盃をお授けになる。

侍従が奉仕する。

次に皇嗣妃が皇后の御前に参進される。

次に皇后が皇嗣妃に御盃をお授けになる。

女官が奉仕する。

次に皇嗣妃が席に戻られる。

次に天皇，皇后が御箸をお立てになり，皇嗣，皇嗣妃がこれに倣われる。

次に天皇，皇后が皇嗣，皇嗣妃に御禄をお授けになる。

侍従長が皇嗣に伝進する。

女官長が皇嗣妃に伝進する。

次に皇嗣，皇嗣妃が御前に参進され，拝謝される。

次に皇嗣，皇嗣妃が皇后の御前に参進され，拝謝される。

次に皇嗣，皇嗣妃が席に戻られる。

次に天皇，皇后が御退出になる。

前行及び随従は，お出ましのときと同じである。

次に皇嗣，皇嗣妃が退出される。

○

服 装

男 子： 燕尾服

女 子： ローブデコルテ

勲章着用